

特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター権利擁護ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 権利擁護ネットワーク会議は（以下、「ネットワーク会議」という）は、高齢者、障がい者等の権利を尊重し、地域で安心した生活が営めるよう権利擁護に関する取り組みや関係機関の連携等を推進することを目的とする。

(設置)

第2条 ネットワーク会議は、特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センターが設置する。

(所掌) 活動内容

第3条 ネットワーク会議では、次に掲げる活動を行う。

- (1) 定期的な事例検討会の開催
- (2) 権利擁護体制整備に関する会議の開催
- (3) 研修会開催・パンフレット作成など地域啓発に資する事業実施
- (4) その他、目的達成のために必要な活動

(組織)

第4条 このネットワーク会議に委員を置く。

- 2 このネットワーク会議は、第1条の目的を達成するために、関係機関に推薦された者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 ネットワーク会議には、委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選とし、任期は1年とする。
- 3 委員長は、委員会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代行する。

(幹事会)

第6条 ネットワーク会議の中に幹事会をおくことができる。幹事は委員の中から委員長が指名する。

(招集)

第7条 ネットワーク会議は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 ネットワーク会議の事務局は、特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センターに置く。

(守秘義務)

第9条 委員又は委員であった者及び会議出席者等は、ネットワーク会議で知りえた情報等を、他人に漏らしまたは利用してはならない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。